

くらしの安全 ～台風第19号による災害対応～

建設部道路課
大利根総合支所農政建設課

市道大 2129 号線（稲荷木排水路隣接）道路陥没及び法面崩落の復旧

■ 被害の状況及び経緯

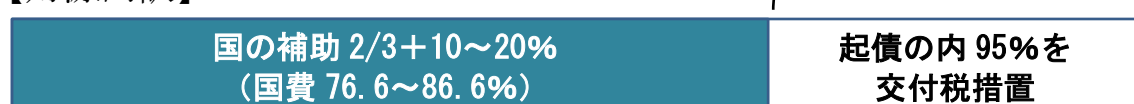
台風 19 号の豪雨による滞水や稲荷木落排水路の水位増加等により、大利根地域北下新井地内の稲荷木落排水路に隣接する市道大 2129 号線の道路面が陥没し、法面が崩落する被害が発生しました。

- 10 月 12～13 日 台風 19 号上陸
 25 日 隣地住民の通報により変状発見（道路亀裂）
 28 日 陥没発生、併せてのり面の崩落も始まる
 11 月 2 日 応急措置としてブルーシートで崩落範囲を覆う
 2 日～ 経過観察中（その後の大きな変状は見られない）

■ 災害復旧事業

国は、今回の台風 19 号による被害を「激甚災害指定」したため、復旧工事等に係る費用に対して、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国庫補助等を受けることができます（現在、県に申請中）。

【財源内訳】



■ 補正予算額

災害復旧事業費

歳入 10,746 千円（補助対象事業費の 76.6%）

歳出 14,240 千円

〔 補助対象事業費 14,030 千円 〕
 〔 工事雑費 210 千円 〕

※原形復旧（大型土のう据付、法面修復）